



平成 21 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 ワタベウェディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡部 秀敏
(コード番号：4696 東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 山本 弘也
(TEL：075 - 352 - 4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (3) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (予定)

[別紙]

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (20) (条文省略) (新設) (21) 前各号に付帯関連する一切の業務 (公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> (自己株式の取得) 第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。 (単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (20) (現行どおり) (21) <u>不動産の賃貸</u> (22) 前各号に付帯関連する一切の業務 (公告方法) 第5条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。 (削除) (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除) (自己株式の取得) 第8条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (株主名簿管理人) 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (新設)	(株式取扱規則) 第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (以下、条数を繰り上げる) 附則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。
--	--

(注) 上記変更案は、平成21年5月18日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成21年6月26日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

以 上